

所 得 控 除

所得控除とは、納税者に扶養親族がいる、各種保険料などの支払があるなど個人的事情を考慮して、納税者の実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差し引くことになっているものです。

控 除 の 種 類	要 件		控 除 額																					
雑 損 控 除	前年中に災害などにより 資産に損失を受けた場合		災害等による損害額＋災害関連支出額－保険金等で補てんされた金額＝A																					
			①Aの金額－（総所得金額等×10％）																					
			②災害関連支出の金額－5万円																					
		} ①と②のいずれか多い方の金額																						
医 療 費 控 除	どちらか 一方を選択	前年中に医療費を 支払った場合	$\left(\begin{array}{c} \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{総所得金額等} \times 5\% \text{ または} \\ 10\text{万円のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right)$ (控除限度額200万円)																					
医療費控除の特例 セルフメディケーション税 制		「一定の取組」(健(検)診や予防接種等)を行 い、特定一般用医薬品等を購入した場合	$\left(\begin{array}{c} \text{医薬品の} \\ \text{購入額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} 1\text{万}2\text{千円} \end{array} \right)$ (控除限度額8万8千円)																					
社 会 保 険 料 控 除	前年中に国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などを支払った場合			実際に支払った金額																				
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	前年中に小規模企業共済掛金および心身障害者扶養共済掛金を支払った場合			実際に支払った金額																				
生 命 保 険 料 控 除	前年中に 生命保険料や 個人年金保険料 を支払った場合	平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)		平成24年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)																				
		・旧生命保険料控除(控除限度額35,000円) ・旧個人年金保険料控除(控除限度額35,000円)		・新生命保険料控除(控除限度額28,000円) ・新個人年金保険料控除(控除限度額28,000円) ・介護医療保険料控除(控除限度額28,000円)																				
		<table><tr><th>保険料支払額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>支払った保険料全額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円</td><td>支払額×1/2＋7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円</td><td>支払額×1/4＋17,500円</td></tr><tr><td>70,001円以上</td><td>35,000円</td></tr></table>		保険料支払額	控除額	15,000円以下	支払った保険料全額	15,001円～40,000円	支払額×1/2＋7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4＋17,500円	70,001円以上	35,000円	<table><tr><th>保険料支払額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>支払った保険料全額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円</td><td>支払額×1/2＋6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円</td><td>支払額×1/4＋14,000円</td></tr><tr><td>56,001円以上</td><td>28,000円</td></tr></table>	保険料支払額	控除額	12,000円以下	支払った保険料全額	12,001円～32,000円	支払額×1/2＋6,000円	32,001円～56,000円	支払額×1/4＋14,000円	56,001円以上	28,000円
		保険料支払額	控除額																					
		15,000円以下	支払った保険料全額																					
		15,001円～40,000円	支払額×1/2＋7,500円																					
40,001円～70,000円	支払額×1/4＋17,500円																							
70,001円以上	35,000円																							
保険料支払額	控除額																							
12,000円以下	支払った保険料全額																							
12,001円～32,000円	支払額×1/2＋6,000円																							
32,001円～56,000円	支払額×1/4＋14,000円																							
56,001円以上	28,000円																							
旧契約と新契約の両方の保険契約に控除がある場合																								
・生命・年金・介護それぞれ旧契約と新契約の合計額を控除額とする(上限は28,000円)・・・①																								
・各控除額①を合算した額を生命保険料控除額とする(上限は70,000円)																								

地震保険料控除	前年中に地震保険料や旧長期損害保険料を支払った場合	①地震保険料のみを支払った場合	②旧長期損害保険料のみを支払った場合		③両方を支払った場合	
		支払額の半分 (控除限度額25,000円)	5,000円まで	支払った保険料全額	①+② (控除限度額25,000円)	
			5,001円～15,000円	支払額×1/2+ 2,500円		
			15,001円以上	10,000円		
		(注) ②の旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等のうち、満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上のものについての保険料をいいます。				
障 害 者 控 除	本人、控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合			一人につき26万円(特別障害者は30万円)		
	控除対象配偶者または同一生計配偶者、扶養親族が同居特別障害者の場合			一人につき53万円		
ひ と り 親 控 除	生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者で、合計所得金額が500万円以下であるとき ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とします。				30万円	
寡 婦 控 除	ひとり親控除に該当しない女性で、次のいずれかの要件に該当する場合 ①夫と死別して(または生死不明)その後婚姻していない人で、合計所得金額が500万円以下であるとき ②夫と離婚した後婚姻していない人で、扶養親族がいて、合計所得金額が500万円以下であるとき ※住民票の続柄に「妻(未届)」の記載がある者は対象外とします。				26万円	
勤 労 学 生 控 除	前年の合計所得金額が75万円以下で、給与所得以外の所得金額が10万円以下の勤労学生				26万円	
配 偶 者 控 除	生計を一にする配偶者を有し、本人の前年合計所得金額が、1,000万円以下の場合					
			配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
				年齢70歳未満(配偶者控除)	33万円	22万円
年齢70歳以上(老人配偶者控除)		48万円以下	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有し、本人の前年合計所得金額が、1,000万円以下の場合					
			納税義務者の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	配 偶 者 の 合 計	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	

	<table><tr><td rowspan="4">所得金額</td><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>133万円超</td><td colspan="3">対象外</td></tr></table>				所得金額	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	対象外		
所得金額	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																	
	133万円超	対象外																			
同 一 生 計 配 偶 者	本人の前年の合計所得金額が ¹ 1,000万円超の時、前年の合計所得金額が ¹ 48万円以下の配偶者を扶養とする場合				0万円																
扶 養 控 除	被扶養者の前年の合計所得金額が48万円以下の人	扶養親族が ¹																			
		① 年齢16歳未満の場合	(年少扶養)	0万円																	
		② 年齢16歳～18歳の場合	(扶養控除)	33万円																	
		③ 年齢19歳～22歳の場合	(特定扶養控除)	45万円																	
		④ 年齢23歳～69歳の場合	(扶養控除)	33万円																	
		⑤ 年齢70歳以上の場合	(老人扶養控除)	38万円																	
		⑥ 年齢70歳以上の人で、同居している父母等の場合	(同居老親等扶養控除)	45万円																	
基 礎 控 除	合計所得金額が2,400万円以下				43万円																
	合計所得金額が2,400万円超 2,450万円以下				29万円																
	合計所得金額が2,450万円超 2,500万円以下				15万円																
	合計所得金額が2,500万円超				適用なし																